第百四号議案

東京都都税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者　東京都知事　小池百合子

東京都都税条例等の一部を改正する条例

第一条　東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第七十七条第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万一千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万一千円」を「十一万円」に改める。

附則第三条の二を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（法附則第二十九条の十に規定する軽自動車税の環境性能割の減免に関する知事の権限の委任）

第三条の二　知事は、法附則第二十九条の十の規定により、当分の間、知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務については、第四条の三第一項の規定にかかわらず、都税総合事務センター所長に委任する。

附則第四条の三中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第五条第一項中「附則第三条の二」を「附則第三条の三」に改める。

附則第五条の二第一項の表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の一・九九五」を「百分の〇・四九五」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の二・八三五」を「百分の〇・八三五」に、「百分の三・六」を「百分の一」に、「百分の三・七八」を「百分の一・一八」に、「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の五・二五」を「百分の三・七五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の六・九三」を「百分の五・二三」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の七・六六五」を「百分の五・六六五」に、「百分の九・六」を「百分の七」に、「百分の十・〇八」を「百分の七・四八」に、「百分の一・三」を「百分の一」に、「百分の一・三六五」を「百分の一・〇六五」に改め、同条第二項中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に、「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の五・二五」を「百分の三・七五」に、「百分の六・九三」を「百分の五・二三」に、「百分の八・二九五」を「百分の六・〇九五」に改める。

附則第五条の二の二第一項中「に十・五分の十を乗じて得た」を「から百分の〇・〇六五の率を控除した」に改め、同条第二項中「第三十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる区分に応じて各号に掲げる率又は同条第三項第二号若しくは第三号に規定する率にそれぞれ十・五分の十を乗じて得た率を」を「第三十三条第一項及び第三項に規定する率から、同条第

一項第二号の表中各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額の項に掲げる率にあつては百分の〇・二五の率を、各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額の項に掲げる率（前条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えられた第三十三条第一項第二号に規定する各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額の項に掲げる率を含む。）にあつては百分の〇・三三の率を、同項第三号の表中各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額の項に掲げる率にあつては百分の〇・二五の率を、各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の項に掲げる率にあつては百分の〇・三六五の率を、各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額の項に掲げる率にあつては百分の〇・四八の率を、同条第三項第二号に規定する率（前条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えられた第三十三条第三項第二号に規定する率を含む。）にあつては百分の〇・三三の率を、同項第三号に規定する率にあつては百分の〇・四八の率を控除した率をそれぞれ」に改める。

附則第五条の二の七中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第五条の三、附則第五条の四、附則第五条の五第一項及び第三項、附則第六条第一項及び第三項並びに附則第六条の二の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第六条の二の四　知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足額があることを第七十二条第一項に規定する納期限後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第七十二条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。

2　前項の規定の適用がある場合における法第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき環境性能割の額は、前

項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第六条の三に次の一項を加える。

２　自家用の乗用車に対する第七十条第二号及び第三号の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第六条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第七条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「天然ガス自動車（法附則第十二条の三第一項」を「天然ガス自動車（法第百四十九条第一項第二号」に改め、「次項第二号」の下に「及び次条第三項」を加え、「附則第五条第二項で定めるものをいう」を「附則第五条第一項で定めるものをいう。次条第三項において同じ」に、「同条第三項」を「地方税法施行規則附則第五条第二項」に、「同条第二項で定めるものをいう」を「同条第一項で定めるものをいう。次条第三項において同じ」に、「電力併用自動車（法附則第十二条の三第一項」を「電力併用自動車（法第百四十九条第一項第三号」に、「）並びにバス（一般乗合用のもの」を「次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、バス（一般乗合用バス」に、「平成三十一年度分の自動車税に係る第六十七条第一項」を「当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第七十七条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　ガソリン自動車（法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。）又は石油ガス自動車（同項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

附則第七条第一項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「軽油自動車（法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。次項第六号において同じ。）」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「新車新規登録を受けたもの」を「初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を

経過した日の属する年度」に改め、同項の表第一項第一号ロの項を削り、同条第二項中「第六十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条」を「第七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第三項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。次項第一号において同じ。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準（同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。次項第一号において同じ。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が平成三十二年度基準エネルギー消費効率（法第百四十九条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項で定めるもの

五　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次項第二号において同じ。）に定める窒素酸化物の値の二分の

一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準（同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次項第二号において同じ。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項で定めるもの

附則第七条第二項に次の一号を加える。

六　軽油自動車のうち、法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第七条第二項の表第一項第一号ロの項中「二万九千五百円」を「二万五千円」に、「七千五百円」を「六千五百円」に、「三万四千五百円」を「三万五百円」に、「九千円」を「八千円」に、「三万九千五百円」を「三万六千円」に、「一万円」を「九千円」に、「四万五千円」を「四万三千五百円」に、「一万一千五百円」を「一万一千円」に、「五万一千円」を「五万円」を「五万円」に、「一万三千円」を「一万二千五百円」に、「五万八千円」を「五万七千円」に、「五万一千五百円」を「六万五千五百円」に、「一万五千円」を「一万四千五百円」に、「六万六千五百円」を「六万六千五百円」に、「一万七千円」を「一万六千五百円」に、「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に、「一万九千五百円」を「一万九千円」に、「八万八千円」を「八万七千円」に、「十一万一千円」を「十一万円」に、「二万八千円」を「二万七千五百円」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項で定めるもの

二　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項で定めるもの

附則第七条第三項の表第一項第一号ロの項中「二万九千五百円」を「二万五千円」に、「一万五千円」を「一万二千五百円」に、「三万四千五百円」を「三万五百円」に、「一万七千五百円」を「一万五千五百円」に、「三万九千五百円」を「三万六千円」に、「二万円」を「一万八千円」に、「四万五千円」を「四万三千五百円」に、「二万二千五百円」を「二万二千円」に、「五万一千円」を「五万円」に、「二万五千五百円」を「二万五千円」に、「五万八千円」を「五万七千円」に、「二万九千円」を「二万八千五百円」に、「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に、「三万三千五百円」を「三万三千円」に、「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に、「三万八千五百円」を「三万八千円」に、「八万八千円」を「八万七千円」に、「四万四千円」を「四万三千五百円」に、「十一万一千円」を「十一万円」に、「五万五千五百円」を「五万五千円」に改め、同条第四項中「第六十七条第三項」を「第七十七条第三項」に改める。

附則第七条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第六十九条各項」を「第七十九条各項」に、「附則第十二条の四第一項」を「附則第十二条の五第一項」に、「第七十二条から第七十三条まで」を「第八十二条から第八十四条まで」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「附則第七条の二第一項」を「附則第七条の三第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を附則第七条の三とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　東京都都税条例等の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第　　号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第八十二号）による改正前の東京都都税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の東京都都税条例」という。）第六十五条の規定により平成二十八年改正前の東京都都税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税法に関する法律及び平成二十八年改正前の東京都都税条例の規定により平成二十八年改正前の東京都都税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第六十五条第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則第五条の二の二で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課すべき種別割の税率は、第七十七条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車　　年額　二万九千五百円

二　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　　年額　三万四千五百円

三　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　　年額　三万九千五百円

四　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　　年額　四万五千円

五　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　　年額　五万一千円

六　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　五万八千円
七　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　六万六千五百円
八　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　七万六千五百円
九　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　八万八千円
十　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　十一万一千円

2　第七十七条第三項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

3　第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百円
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万一千七百円

第五号	五万一千円	五万八千六百円
第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万一千二百円
第十号	十一万一千円	十二万七千六百円

4　第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円

第四号	四万五千円	一万一千五百円
第五号	五万一千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千円
第十号	十一万一千円	二万八千円

5　第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円

第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万一千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万一千円	五万五千五百円

附則第八条の二中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二を削る。

附則第十条の三第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二（見出しを含む。）中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十四条の三（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十五条の三（見出しを含む。）中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同条第三号中「平成三十二年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ及びロ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十条の三（見出しを含む。）中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同条第三号中「平成三十二年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ及びロ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十五条第一項及び附則第二十六条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

第二条　東京都都税条例の一部を次のように改正する。

附則第七条第四項中「前三項」を「前各項」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第七十七条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第七条の二第四項及び第五項を削る。

第三条　東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第八十二号）の一部を次のように改める。

第六十六条の二の改正規定中「第六十六条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中」を「第六十六条の二中」に改め、同条を第六十八条とし、同条の次に八条を加える改正規定のうち第七十六条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改める。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第五項、附則第十二項及び附則第十四項中「以後に納税義務が発生した者に課する」を「以後に納税義務が発生した者に課すべき」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、「適用し、」の下に「平成三十一年度分までの」を加える。

第四条　東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、東京都都税条例第四十条の五に一項を加える改正規定中「事業者は」の下に「、法第七十二条の八十九の三第一項又は第十一項の規定の適用を受ける場合を除き」を加え、同条例第百十四条の改正規定中「内国法人は」の下に「、同条第四十六項又は第五十六項の規定の適用を受ける場合を除き」を加え、同条例第二百二条の改正規定中「内国法人は」の下に「、同条第五十項又は第六十項の規定の適用を受ける場合を除き」を加える。

附則第一項第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第五号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第六号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第八項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第九項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第十三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中附則第四条の三、附則第五条の二の七、附則第五条の三、附則第五条の四、附則第五条の五第一項及び第三項、附則第六条第一項及び第三項、附則第六条の二の三第一項、附則第六条の四第一項、附則第八条の二、附則第十条の三第一項、附則第十四条の二、附則第十四条の三、附則第十五条の三、附則第二十条の三、附則第二十五条第一項並びに附則第二十六条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第五項の規定　令和三年四月一日

（経過措置）

２　第一条の規定による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

３　施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

４　新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

５　第二条の規定による改正後の東京都都税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

６　新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。